

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》<br/>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。<br/>措置法 …………… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<br/>措置法令 ……… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<br/>措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の4-1 (省略)</p> <p><u>69の4-2</u> (省略)</p> <p><u>69の4-3</u> (省略)</p> <p><u>69の4-4</u> (省略)</p> <p><u>69の4-5</u> (省略)</p> <p><u>69の4-6</u> (省略)</p> <p><u>69の4-7</u> (省略)</p> <p><u>69の4-8</u> (省略)</p> <p><u>69の4-9</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>69の4-10</u> (省略)</p> <p><u>69の4-11</u> (省略)</p> <p><u>69の4-12</u> (省略)</p> <p><u>69の4-13</u> (省略)</p> <p><u>69の4-14</u> (省略)</p> <p><u>69の4-15</u> (省略)</p> <p><u>69の4-16</u> (省略)</p> <p><u>69の4-17</u> (省略)</p> <p><u>69の4-18</u> (省略)</p> | <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>69の4-1 (同左)</p> <p><u>69の4-1の2</u> (同左)</p> <p><u>69の4-1の3</u> (同左)</p> <p><u>69の4-2</u> (同左)</p> <p><u>69の4-3</u> (同左)</p> <p><u>69の4-4</u> (同左)</p> <p><u>69の4-5</u> (同左)</p> <p><u>69の4-6</u> (同左)</p> <p><u>69の4-7</u> (同左)</p> <p><u>69の4-8</u> <u>1棟の建物の範囲</u></p> <p><u>69の4-9</u> (同左)</p> <p><u>69の4-10</u> (同左)</p> <p><u>69の4-11</u> (同左)</p> <p><u>69の4-12</u> (同左)</p> <p><u>69の4-13</u> (同左)</p> <p><u>69の4-14</u> (同左)</p> <p><u>69の4-15</u> (同左)</p> <p><u>69の4-16</u> (同左)</p> <p><u>69の4-17</u> (同左)</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 69の4-19 (省略)  | 69の4-18 (同左)  |
| 69の4-20 (省略)  | 69の4-19 (同左)  |
| (削除)  | 69の4-20 <u>1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当</u>         |
|   | <u>する部分の範囲</u>  |
| 69の4-21～69の4-24 (省略)                                      | 69の4-21～69の4-24 (同左)                                      |
| 69の4-24の2 <u>被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等</u>                   | (新設)  |
| 69の4-25～69の4-39 (省略)                                      | 69の4-25～69の4-39 (同左)                                      |
| 【措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係】                | 【措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係】                |
| 69の5-1～69の5-22 (省略)                                       | 69の5-1～69の5-22 (同左)                                       |
| 69の5-23 <u>特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用</u>        | (新設)  |
| <u>を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件</u>                                |   |
| 69の5-24 <u>選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人</u>         | (新設)  |
| <u>の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価</u>            |   |
| <u>額</u>  |   |
| 69の5-25 <u>平成21年改正法附則第64条第2項の規定により特定受贈同族会社株式等につ</u>       | (新設)  |
| <u>いて相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い</u>                          |   |
| 【措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係】              | 【措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係】              |
| (省略)  | (同左)  |
| 【措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係】 | 【措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係】 |
| (省略)  | (同左)  |
| 【措置法第70条の2((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係】           | 【措置法第70条の2((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係】           |
| (省略)  | (同左)  |
| 【措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係】      | 【措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係】      |
| 70の3-1～70の3-1の2 (省略)                                      | 70の3-1～70の3-1の2 (同左)                                      |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 70の3-2 住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等   | 70の3-2 住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等   |
| 70の3-3 (省略)   | 70の3-3 (同左)   |
| <u>70の3-3の2 措置法第70条の2第1項の規定の適用後に住宅取得等資金について贈与税の課税価格に算入すべき価額がない場合の措置法第70条の3の適用関係</u>                           | (新設)  |
| 70の3-4～70の3-15 (省略)   | 70の3-4～70の3-15 (同左)   |
| (削除)  | <u>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係)]</u>  |
| (削除)  | 70の3の2-1 相続時精算課税の特別控除額と住宅資金特別控除額の控除する順序   |
| (削除)  | 70の3の2-2 修正申告書の提出期限   |
| (削除)  | 70の3の2-3 期限後申告に係る「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用  |
| (削除)  | 70の3の2-4 被相続人である特定贈与者が年の中途において死亡した場合の措置法第70条の3の2第6項に規定する書類  |
| (削除)  | <u>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)関係)]</u>  |
| (削除)  | 旧70の3-1 旧措置法第70条の3の取扱い  |
| (削除)  | 旧70の3-2 平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用等  |
| (削除)  | 旧70の3-3 平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用   |
| [旧措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)・旧措置法第70条の3の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係)] | [旧措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)・旧措置法第70条の3の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係)] |
| 旧70の3の3・70の3の4-1～旧70の3の3・70の3の4-4 (省略)  | 旧70の3の3・70の3の4-1～旧70の3の3・70の3の4-4 (同左)  |
| <u>旧70の3の3・70の3の4-5 特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件</u>                                    | (新設)  |
| <u>旧70の3の3・70の3の4-6 選択特定同族株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場</u>                      | (新設)  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>株式等の価額</u><br/> 旧70の3の3・70の3の4-7 <u>平成21年改正法附則第64条第7項の規定により特定同族株式等について相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い</u></p> <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕<br/> （省略）</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕<br/> （省略）</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕<br/> （省略）</p> <p>〔措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕<br/> （省略）</p> <p>〔措置法第70条の6の3（特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）関係〕<br/> （省略）</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕<br/> 70の7-1～70の7-11 （省略）<br/> 70の7-11の2 <u>認定贈与承継会社から支給された給与等の意義</u><br/> 70の7-12～70の7-13 （省略）<br/> 70の7-14 <u>認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額</u><br/> 70の7-14の2 （省略）<br/> 70の7-15～70の7-26 （省略）<br/> 70の7-26の2 <u>認定贈与承継会社から受けた給与等の意義</u><br/> 70の7-27～70の7-45 （省略）</p> | <p>（新設）</p> <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕<br/> （同左）</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕<br/> （同左）</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕<br/> （同左）</p> <p>〔措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕<br/> （同左）</p> <p>〔措置法第70条の6の3（特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）関係〕<br/> （同左）</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕<br/> 70の7-1～70の7-11 （同左）<br/> （新設）<br/> 70の7-12～70の7-13 （同左）<br/> （新設）<br/> 70の7-14 （同左）<br/> 70の7-15～70の7-26 （同左）<br/> （新設）<br/> 70の7-27～70の7-45 （同左）</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>〔措置法第70条の7の2（（非上場株式等について相続税の納税猶予）関係）〕</p> <p>70の7の2-1～70の7の2-3 （省略）</p> <p>70の7の2-4 代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用</p> <p>70の7の2-5～70の7の2-14 （省略）</p> <p><u>70の7の2-14の2 認定承継会社から支給された給与等の意義</u></p> <p>70の7の2-15 （省略）</p> <p><u>70の7の2-16 認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額</u></p> <p>70の7の2-16の2 （省略）</p> <p>70の7の2-17～70の7の2-49 （省略）</p>   | <p>〔措置法第70条の7の2（（非上場株式等について相続税の納税猶予）関係）〕</p> <p>70の7の2-1～70の7の2-3 （同左）</p> <p>70の7の2-4 代償分割により取得した非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用</p> <p>70の7の2-5～70の7の2-14 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の7の2-15 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の7の2-16 （同左）</p> <p>70の7の2-17～70の7の2-49 （同左）</p> |
| <p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）〕</p> <p>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算</p> <p>70の7の3-2 （省略）</p>   | <p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）〕</p> <p>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算</p> <p>70の7の3-2 （同左）</p>   |
| <p>〔措置法第70条の7の4（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）関係）〕</p> <p>70の7の4-1～70の7の4-5 （省略）</p> <p><u>70の7の4-6 認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額</u></p> <p>70の7の4-6の2 （省略）</p> <p>70の7の4-7～70の7の4-10 （省略）</p> <p><u>70の7の4-11 平成22年4月1日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の措置法第70条の7の4第2項第1号への要件</u></p> <p>70の7の4-12 （省略）</p> <p><u>70の7の4-13 平成22年改正前措置法第70条の7、第70条の7の2及び第70条の7の4の規定による非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</u></p> | <p>〔措置法第70条の7の4（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）関係）〕</p> <p>70の7の4-1～70の7の4-5 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の7の4-6 （同左）</p> <p>70の7の4-7～70の7の4-10 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の7の4-11 （同左）</p> <p>（新設）</p>   |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（信託に関する権利）</p> <p><u>69の4-2</u> 特例対象宅地等には、・・・の敷地の用に供されているものに限る。以下<u>69の4-24の2</u>までにおいて同じ。）が、・・・その被相続人の親族（以下<u>69の4-24の2</u>までにおいて「被相続人等」という。）・・・</p> <p>（公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合）</p> <p><u>69の4-3</u> 特例対象宅地等には、・・・（事業（措置令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下<u>69の4-5</u>までにおいて同じ。）の用又は居住の用をいう。以下<u>69の4-3</u>において同じ。）に供されていた宅地等（以下<u>69の4-3</u>において「従前地」という。）で・・・</p> <p>（被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p><u>69の4-4</u> ・・・に供されていた宅地等（以下<u>69の4-18</u>までにおいて「事業用宅地等」という。）とは、・・・</p> <p>（事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合）</p> <p><u>69の4-5</u> 被相続人等の事業の用に供されている建物等の移転又は建替えのため当該建物等を取り壊し、・・・に供されていた宅地等は、<u>事業用宅地等</u>に該当するものとして取り扱う。</p> <p>・・・</p> <p>（使用人の寄宿舍等の敷地）</p> <p><u>69の4-6</u> （省略）</p> <p>（被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p><u>69の4-7</u> ・・・に供されていた宅地等（以下<u>69の4-8</u>までにおいて「居住用宅地等」という。）とは、被相続人等の居住の用に供されていた・・・</p> <p>（居住用建物の建築中等に相続が開始した場合）</p> | <p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（信託に関する権利）</p> <p><u>69の4-1の2</u> 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等には、・・・の敷地の用に供されているものに限る。以下<u>69の4-24</u>までにおいて同じ。）が、・・・その被相続人の親族（以下<u>69の4-24</u>までにおいて「被相続人等」という。）・・・</p> <p>（公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合）</p> <p><u>69の4-1の3</u> 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等には、・・・（事業（措置令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下<u>69の4-4</u>までにおいて同じ。）の用又は居住の用をいう。以下<u>69の4-1の3</u>において同じ。）に供されていた宅地等（以下<u>69の4-1の3</u>において「従前地」という。）で・・・</p> <p>（被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p><u>69の4-2</u> ・・・に供されていた宅地等とは、・・・</p> <p>（事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合）</p> <p><u>69の4-3</u> 事業場の移転又は建替えのため被相続人等の事業の用に供されていた建物等を取り壊し、・・・に供されていた宅地等は、<u>措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等</u>（以下<u>69の4-17</u>までにおいて「事業用宅地等」という。）に該当するものとして取り扱う。</p> <p>・・・</p> <p>（使用人の寄宿舍等の敷地）</p> <p><u>69の4-4</u> （同左）</p> <p>（被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p><u>69の4-5</u> ・・・に供されていた宅地等とは、被相続人等の居住の用に供されていた・</p> <p>・・・</p> <p>（居住用建物の建築中等に相続が開始した場合）</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>69の4-8</u> ……に供されていた宅地等が<u>居住用宅地等</u>に当たるかどうか及び居住用宅地等の部分については、<u>69の4-5</u> ((事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)) に準じて取り扱う。</p> <p>(注) ……</p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p><u>69の4-9</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p> <p><u>69の4-10</u> ……</p> <p>(注) ……</p> <p>Aは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等(以下<u>69の4-11</u>までにおいて「選択特例対象宅地等」という。)である同条第2項第1号に規定する特定事業用等宅地等の面積の合計</p> <p>Bは、……</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である<u>同条第3項第4号</u>に規定する<u>貸付事業用宅地等</u>の面積の合計</p> <p>(限度面積要件を満たさない場合)</p> <p><u>69の4-11</u> 選択特例対象宅地等が措置法第69条の4第2項に規定する限度面積要件を満たしていない場合は、……</p> <p>……その選択特例対象宅地等について措置法第69条の4第1項の適用がある(<u>69の4-12</u>に規定する場合を除く。)ことに留意する。</p> | <p><u>69の4-6</u> ……に供されていた宅地等が<u>措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4-6において「居住用宅地等」という。)</u>に当たるかどうか及び居住用宅地等の部分については、<u>69の4-3</u> ((事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)) に準じて取り扱う。</p> <p>(注) ……</p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p><u>69の4-7</u> (同左)</p> <p>(<u>1棟の建物の範囲</u>)</p> <p><u>69の4-8</u> 措置法令第40条の2第2項に規定する1棟の建物とは、<u>建物の構造上区分された数個の部分</u>を独立して住居その他の用途に供することができるため、<u>建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)によりその各部分がそれぞれ所有権の目的となっているものであっても、その建物全体をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p> <p><u>69の4-9</u> ……</p> <p>(注) ……</p> <p>Aは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等(以下<u>69の4-9</u>において「選択特例対象宅地等」という。)である同条第2項第1号に規定する特定事業用等宅地等の面積の合計</p> <p>Bは、……</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である<u>同条第2項第3号</u>に規定する<u>特定特例対象宅地等</u>の面積の合計</p> <p>(限度面積要件を満たさない場合)</p> <p><u>69の4-10</u> 措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等が同条第2項に規定する限度面積要件を満たしていない場合は、……</p> <p>……その選択特例対象宅地等について措置法第69条の4第1項の適用がある(<u>69の4-11</u>に規定する場合を除く。)ことに留意する。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p><u>69の4-12</u> ……及び措置法第69条の5第1項((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する選択特定計画山林(以下69の5-13までにおいて「選択特定計画山林」という。)について、措置法第69条の4第1項及び<u>第69条の5第1項</u>の規定の適用を受けようとする場合において、……</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p><u>69の4-13</u> ……設備の状況及び営業形態等を問わずすべて<u>措置法第69条の4第3項第1号及び第4号</u>に規定する不動産貸付業又は……</p> <p>(下宿等)</p> <p><u>69の4-14</u> 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、<u>措置法第69条の4第3項第1号及び第4号</u>に規定する「<u>不動産貸付業その他政令で定めるもの</u>」に当たらないものとする。</p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合)</p> <p><u>69の4-15</u> ……により当該宅地等を取得した当該親族の相続人が、<u>措置法第69条の4第3項第1号イ又は第4号イ</u>の要件を満たせば、当該宅地等は<u>同項第1号</u>に規定する特定事業用宅地等又は<u>同項第4号</u>に規定する貸付事業用宅地等に当たるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該相続人について<u>措置法第69条の4第3項第1号イ又は第4号イ</u>の要件に該当するかどうかを判定する場合において、<u>同項第1号又は第4号</u>の申告期限は、……また、被相続人の事業(措置令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下69の4-15において同じ。)を引き継ぐとは、……</p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合)</p> <p><u>69の4-16</u> ……</p> <p>(注) <u>1 措置法第69条の4第3項第4号イ</u>の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p><u>2 措置法第69条の4第3項第1号ロ、同項第3号及び同項第4号ロ</u>の要件の判定については、上記のなお書に準じて取り扱う。</p> | <p>(小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p><u>69の4-11</u> ……及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林(以下69の5-13までにおいて「選択特定計画山林」という。)について、措置法第69条の4第1項及び<u>第69条の5第1項</u>((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))の規定の適用を受けようとする場合において、……</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p><u>69の4-12</u> ……設備の状況及び営業形態等を問わずすべて<u>措置法第69条の4第3項第1号</u>に規定する不動産貸付業又は……</p> <p>(下宿等)</p> <p><u>69の4-13</u> 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、<u>措置法第69条の4第3項第1号</u>に規定する<u>不動産貸付業その他政令で定めるもの</u>に当たらないものとする。</p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合)</p> <p><u>69の4-14</u> ……により当該宅地等を取得した当該親族の相続人が、<u>措置法第69条の4第3項第1号イ</u>の要件を満たせば、当該宅地等は<u>同号</u>に規定する特定事業用宅地等に当たるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該相続人について<u>措置法第69条の4第3項第1号イ</u>の要件に該当するかどうかを判定する場合において、<u>同号</u>の申告期限は、……また、被相続人の事業を引き継ぐとは、……</p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合)</p> <p><u>69の4-15</u> ……</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第1号ロ及び同項第3号</u>の要件の判定については、上記のなお書に準じて取り扱う。</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(災害のため事業が休止された場合)</p> <p><u>69の4-17</u> . . .</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ、同項第3号並びに同項第4号イ及びロ</u>の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合)</p> <p><u>69の4-18</u> (省略)</p> <p>(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合)</p> <p><u>69の4-19</u> . . .</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ、同項第3号並びに同項第4号イ及びロ</u>の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合)</p> <p><u>69の4-20</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p><u>69の4-23</u> . . .</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業には、不動産貸付業その他措置法令第40条の2第4項に規定する駐車場、自転車駐車場及び準事業が含まれないことに留意する。</u></p> | <p>(災害のため事業が休止された場合)</p> <p><u>69の4-16</u> . . .</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第3号</u>の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合)</p> <p><u>69の4-17</u> (同左)</p> <p>(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合)</p> <p><u>69の4-18</u> . . .</p> <p>(注) <u>措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第3号</u>の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合)</p> <p><u>69の4-19</u> (同左)</p> <p><u>(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲)</u></p> <p><u>69の4-20</u> <u>被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち当該居住の用に供されていた部分が措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等の要件に該当し、かつ、当該居住の用に供されていた部分が1棟の建物に係るものである場合は、当該宅地等のうち同項第1号に掲げる特定事業用宅地等又は同項第3号に掲げる特定同族会社事業用宅地等のいずれかに該当する部分以外のすべての部分が同項第2号に掲げる特定居住用宅地等に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p><u>69の4-23</u> . . .</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>(被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等)</u></p> <p>69の4-24の2 措置法第69条の4第3項第4号に規定する被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等には、当該貸付事業に係る建物等のうちに相続開始の時に<u>一時的に賃貸されていなかったと認められる部分がある場合における当該部分に係る宅地等の部分が含まれることに留意する。</u></p> <p>(特定宅地等の範囲)</p> <p>69の4-30 ……土地等を被相続人が<u>同法施行日前</u>から相続の開始の直前まで引き続き有している場合に限り……</p> <p>(建物の所有者の範囲)</p> <p>69の4-31 ……又は被相続人の相続人が、郵便局舎を<u>同法施行日前</u>から有していた場合に限り……</p> <p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p>69の4-32 ……</p> <p>(注) ……</p> <p>ただし、当該部分が措置法第69条の4第1項第2号に規定する<u>貸付事業用宅地等</u>である<u>小規模宅地等</u>に該当するときは、同号の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p>69の4-33 ……当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、<u>相続開始時から申告期限まで</u>引き続き当該土地等を有し、かつ、<u>相続開始前から申告期限まで</u>引き続き当該土地等の上に存する郵便局舎を郵便局株式会社に対し……</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の小規模宅地等の特例の不適用)</p> <p>69の4-39 ……当該被相続人である平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者 (<u>以下旧70の3の3・70の3の4-7までにおいて「特定同族株式等贈与者」という。</u>) から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した同条第6項に規定する特定同族株式等 (<u>以下旧70の3の3・70の3の4-7までに</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(特定宅地等の範囲)</p> <p>69の4-30 ……土地等を被相続人が<u>法施行日前</u>から相続の開始の直前まで引き続き有している場合に限り……</p> <p>(建物の所有者の範囲)</p> <p>69の4-31 ……又は被相続人の相続人が、郵便局舎を<u>法施行日前</u>から有していた場合に限り……</p> <p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p>69の4-32 ……</p> <p>(注) ……</p> <p>ただし、当該部分が措置法第69条の4第1項第2号に規定する<u>小規模宅地等</u>に該当するときは、同号の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p>69の4-33 ……当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、当該土地等の上に存する郵便局舎を郵便局株式会社に対し……</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の小規模宅地等の特例の不適用)</p> <p>69の4-39 ……当該被相続人である平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した同条第6項に規定する特定同族株式等 (<u>以下69の4-39において「特定同族株式等」という。</u>) について……</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>において「<u>特定同族株式等</u>」という。)について・・・</p> <p>〔措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕</p> <p>(申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5-11 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限から・・・当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第13項においてそれぞれ準用する相続税法施行令・・・</p> <p>(注)・・・及び措置法令第40条の2第14項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合・・・</p> <p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5-13・・・</p> <p>(注)・・・措置法第69条の4第1項の規定の適用もないことに留意する(69の4-12参照)。</p> <p>(措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5-15・・・当該贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について同条第1項の規定の適用を受けるために提出する・・・</p> <p>(措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</p> <p>69の5-17・・・平成21年改正法附則第64条第1項に規定する特定受贈同族会社株式等(以下69の5-25までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。)について、・・・</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</p> | <p>〔措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕</p> <p>(申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5-11 相続税法第27条の規定による<u>相続税</u>の申告書の提出期限から・・・当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第11項においてそれぞれ準用する相続税法施行令・・・</p> <p>(注)・・・及び措置法令第40条の2第12項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合・・・</p> <p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5-13・・・</p> <p>(注)・・・措置法第69条の4第1項の規定の適用もないことに留意する(69の4-11参照)。</p> <p>(措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5-15・・・当該贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について同条第1項の適用を受けるために提出する・・・</p> <p>(措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</p> <p>69の5-17・・・平成21年改正法附則第64条第1項に規定する特定受贈同族会社株式等(以下69の5-22までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。)について、・・・</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>69の5-18 ……当該被相続人である特定同族株式等贈与者から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した特定同族株式等について平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は……</p> <p>(注) ……会社と異なる会社に係る株式等(株式又は出資をいう。以下<u>70の7の4-6の2</u>までにおいて同じ。)を当該被相続人から……</p> <p>(平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用)</p> <p>69の5-19 ……特定事業用資産相続人等(以下<u>69の5-24</u>までにおいて「特定事業用資産相続人等」という。)が……に係る特定贈与者(平成21年改正法附則第64条第2項に規定する特定贈与者をいう。以下<u>69の5-25</u>までにおいて同じ。)が……の規定により選択したものに限る。以下<u>69の5-24</u>までにおいて「選択特定受贈同族会社株式等」という。)は……</p> <p>(注) ……に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する経営承継相続人等(以下<u>70の7の2-43</u>までにおいて「<u>経営承継相続人等</u>」という。)が相続又は遺贈により取得をしたとみなされる<u>選択特定受贈同族会社株式等に係る議決権の数を加算したところにより判定することに留意する。</u></p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>69の5-22 ……選択特定受贈同族会社株式等に係る<u>措置法第70条の7の2第2項第1号</u>に規定する認定承継会社(以下<u>70の7の2-48</u>までにおいて「<u>認定承継会社</u>」という。)の平成21年改正規則附則第21条第3項((非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置))に規定する……</p> <p>(<u>特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件</u>)</p> <p>69の5-23 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項</p> | <p>69の5-18 ……当該被相続人である平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した<u>同条第6項に規定する特定同族株式等(以下69の5-18において「特定同族株式等」という。)</u>について平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は……</p> <p>(注) ……会社に係る株式等(株式又は出資をいう。以下<u>旧70の7の3・70の7の4-3</u>までにおいて同じ。)を当該被相続人から……</p> <p>(平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用)</p> <p>69の5-19 ……特定事業用資産相続人等(以下<u>69の5-22</u>までにおいて「特定事業用資産相続人等」という。)が……に係る特定贈与者(平成21年改正法附則第64条第2項に規定する特定贈与者をいう。以下<u>69の5-22</u>までにおいて同じ。)が……の規定により選択したものに限る。以下<u>69の5-22</u>までにおいて「<u>選択特定受贈同族会社株式等</u>」という。)は……</p> <p>(注) ……に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年4月1日前に相続時精算課税に係る贈与をした上記の<u>特定受贈同族会社株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。</u></p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>69の5-22 ……選択特定受贈同族会社株式等に係る<u>認定承継会社(措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社をいう。)</u>の平成21年改正規則附則第21条第3項((非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置))に規定する……</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後  | 改正前         |
|--|-------------|
| <p><u>第1号ホの規定の適用については、平成22年改正措令（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）をいう。以下70の7の4-11までにおいて同じ。）附則第49条第2項第1号（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定により、当該特定受贈同族会社株式等に係る会社は常時使用従業員（措置法規則第23条の10第6項において準用する措置法規則第23条の9第4項に規定する常時使用する従業員をいう。以下69の5-23において同じ。）の数が5人以上であるとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 選択特定受贈同族会社株式等と相続又は遺贈により取得した当該選択特定受贈同族会社株式等に係る会社の株式等について併せて措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合であっても、当該特定受贈同族会社株式等に係る会社は常時使用従業員の数が5人以上であるとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>（選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額）</u></p> <p><u>69の5-24 特定受贈同族会社株式等について平成21年改正法附則第64条第2項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、同条第1項に規定する特例非上場株式等（以下70の7の2-48までにおいて「特例非上場株式等」という。）に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2-16の2までにおいて同じ。）であって当該認定承継会社との間に支配関係（措置法令第40条の8第7項に規定する関係をいう。以下70の7の4-6までにおいて同じ。）がある法人（以下70の7の2-16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号（（定義））に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の2第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額（以下70の7の2-48までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。）の計算の基となる当該特例非上場株式等である選択特定受贈同族会社株式等の価額は、平成22年改正措令附則第49条第2項第2号（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））の規定により、特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等の贈与を受けた時の価額であることに留意する。</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>(平成21年改正法附則第64条第2項の規定により特定受贈同族会社株式等について相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い)</u></p> <p><u>69の5-25 平成21年改正法附則第64条第2項の規定により特定受贈同族会社株式等について相続税の納税猶予の適用を受けているもの(平成22年4月1日前に特定贈与者が死亡している場合に限る。)</u>に係る平成22年改正措令附則第55条第2項((租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置))の規定の適用については、平成22年6月17日付課資2-14ほか2課共同「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」等の一部改正について」通達による改正前の「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」通達の69の5-1((特定森林施業計画対象山林である特定計画山林))から69の5-22((役員である期間の意義))の取扱いの例による。</p> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 . . .</p> <p>. . . 措置法第70条第1項中「<u>同法第4条</u>」とあるのは「同法第3条第1項第2号」と、. . . 又は第10項の規定を適用することとして<u>取り扱うこと</u>とする。</p> <p>[措置法第70条の2((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第6項第1号又は第2号の場合 <u>同項第1号イ(4)</u>又は第2号イ(2)に掲げる. . .</p> <p>(2) . . .</p> | <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 . . .</p> <p>. . . 措置法第70条第1項中「<u>同法第3条の2</u>」とあるのは「同法第3条第1項第2号」と、. . . 又は第10項の規定を適用すること<u>に取り扱うもの</u>とする。</p> <p>[措置法第70条の2((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第6項第1号又は第2号の場合 <u>同項第1号イ(3)</u>又は第2号イ(2)に掲げる. . .</p> <p>(2) . . .</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の2-3 ……に取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利については、70の3-2((住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等))((注)2を除く。)を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の2-11 ……を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項(<u>登録の実施</u>))の規定により登録された建築士事務所に……</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の2-13 ……</p> <p>(注) ……なお、同項の規定により贈与税を計算する場合には、相続税法第21条の12第1項(<u>相続時精算課税に係る贈与税の特別控除</u>)の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3-1 ……とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金(以下<u>70の3-14</u>までにおいて「住宅取得等資金」という。)の贈与を受け、……</p> <p>……に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) <u>措置法規則第23条の6第6項第1号又は第2号の場合</u> 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(2) <u>同条第6項第3号の場合</u> 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金</p> | <p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の2-3 ……に取得するその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利については、70の3-2((住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等))((注)2を除く。)を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の2-11 ……を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に……</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の2-13 ……</p> <p>(注) ……なお、同項の規定により贈与税を計算する場合には、相続税法第21条の12第1項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3-1 ……とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金(以下<u>70の3の2-4</u>までにおいて「住宅取得等資金」という。)の贈与を受け、……</p> <p>……に添付して提出しなければならないとされている措置法規則第23条の6第6項第1号イ(2)、第2号イ(2)又は第3号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(注) 1 ……とは、同項第1号に規定する特定受贈者(以下<u>70の3の2-4</u>までにおいて「特定受贈者」という。)が居住の用に供している……</p> <p>2 ……場合には、適用がないのであるから留意する。</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので差し支えない。</u></p> <p>(注)1 ……とは、同項第1号に規定する特定受贈者（以下70の3-14までにおいて「特定受贈者」という。）が居住の用に供している……</p> <p>2 ……場合には、適用がない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>3 ……</p> <p>（住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等）</p> <p>70の3-2 ……住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利とは、……分譲マンションの土地等をいう<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(注)1 ……上記に準じた土地等をいう<u>こと</u>に留意する。</p> <p>2 ……相続時精算課税の適用となる<u>こと</u>に留意する（70の3-4参照）。</p> <p>（住宅取得等資金が法施行地外にある場合等）</p> <p>70の3-3 ……又は施行地外のいずれでもよい<u>こと</u>に留意する。</p> <p><u>（措置法第70条の2第1項の規定の適用後に住宅取得等資金について贈与税の課税価格に算入すべき価額がない場合の措置法第70条の3の適用関係）</u></p> | <p>3 ……</p> <p>（住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等）</p> <p>70の3-2 ……住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利とは、……分譲マンションの土地等をいうのであるから留意する。</p> <p>(注)1 ……上記に準じた土地等をいうのであるから留意する。</p> <p>2 ……相続時精算課税の適用となるのであるから留意する（70の3-4参照）。この場合において、同法第70条の3の2第1項を適用するときは、<u>当該土地等取得資金は、同条第2項第2号かつこ書に規定する「住宅取得等資金に係る部分に相当するもの」には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>（住宅取得等資金が法施行地外にある場合等）</p> <p>70の3-3 ……又は施行地外のいずれでもよいのであるから留意する。</p> <p><u>（注）上記の取扱いは、特定受贈者が措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第123条第7項に規定する特定受贈者等が同条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>（新設）</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>70の3-3の2</u> 措置法第70条の3第1項の規定は、住宅資金贈与者から贈与により取得した住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される価額について適用があることから、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けた結果、当該住宅取得等資金について贈与税の課税価格に算入すべき価額がない場合には、適用がないことに留意する。</p> <p>(住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い)</p> <p>70の3-4 ……当該財産については相続時精算課税の適用があることに留意する。<br/>(注) ……当該住宅取得等資金について同項の規定の適用を受けるとき <u>70の3-3の2参照</u> には、……</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3-5 ……<br/>……建物の区分所有等に関する法律 <u>(昭和37年法律第69号)</u> 第2条第3項((定義))に規定する……</p> <p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p> <p>70の3-7 ……を設定した日における基準年利率(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下<u>70の7の4-6</u>までにおいて「評価基本通達」という。))4-4((基準年利率))に定める……</p> <p>(住宅用家屋の取得の意義)</p> <p>70の3-8 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の取得<u>及び</u>同項第2号に規定する……</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の3-11 ……建築士(建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に……</p> <p>(削除)</p> | <p>(住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い)</p> <p>70の3-4 ……当該財産については相続時精算課税が適用されるのであるから留意する。<br/>(注) ……当該住宅取得等資金について同項の規定の適用を受けるときには、……</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3-5 ……<br/>……建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する……</p> <p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p> <p>70の3-7 ……を設定した日における基準年利率(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下<u>70の7の2-49</u>までにおいて「評価基本通達」という。))4-4((基準年利率))に定める……</p> <p>(住宅用家屋の取得の意義)</p> <p>70の3-8 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の取得<u>又は</u>同項第2号に規定す……</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の3-11 ……建築士(建築士法 <u>(昭和25年法律第202号)</u> 第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に……</p> <p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|------|--|
| (削除) | <p><u>係る贈与税の特別控除の特例))関係]</u></p> <p><u>(相続時精算課税の特別控除額と住宅資金特別控除額の控除する順序)</u></p> <p><u>70の3の2-1 措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合においては、同項に規定する住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に係る贈与税の課税価格から同条第2項に規定する住宅資金特別控除額を控除し、その残額から相続税法第21条の12第1項((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))に規定する金額を控除するのであるから留意する。</u></p> |
| (削除) | <p><u>(修正申告書の提出期限)</u></p> <p><u>70の3の2-2 措置法第70条の3の2第3項に規定する修正申告書の提出期限については、70の3-14((注)1及び2を除く。)に準じて取り扱う。</u></p>   |
| (削除) | <p><u>(期限後申告に係る「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用)</u></p> <p><u>70の3の2-3 措置法第70条の3の2第1項の規定は、期限後申告又は決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正に係る贈与税については、同条第7項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p>   |
| (削除) | <p><u>(被相続人である特定贈与者が年の中途において死亡した場合の措置法第70条の3の2第6項に規定する書類)</u></p> <p><u>70の3の2-4 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合には、当該贈与により住宅取得等資金を取得した特定受贈者については、措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける必要がないことから、同条第6項に規定する書類の提出は要しないのであるから留意する。</u></p>  |
| (削除) | <p><u>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]</u></p>  |
| (削除) | <p><u>(旧措置法第70条の3の取扱い)</u></p>   |

| 改正後         | 改正前  |
|-------------|--|
| <p>(削除)</p> | <p><u>旧70の3-1</u> 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第123条第8項（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）附則第37条（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）附則第14条第5項（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法（以下旧70の3-3までにおいて「平成15年改正前措置法」という。）第70条の3（（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例））、改正前の措置法令第40条の5（（住宅取得資金等に係る贈与税額の計算の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等））及び改正前の措置法規則第23条の6（（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例））の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成15年6月24日付課資2-3ほか2課共同「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の取扱いの例による。</p> <p><u>（平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用等）</u></p> <p><u>旧70の3-2</u> 平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に平成15年改正前措置法第70条の3第8項に規定する住宅取得資金等（以下旧70の3-3までにおいて「住宅取得資金等」という。）を取得し、当該住宅取得資金等について同条第1項又は第5項の規定の適用を受けた者が、平成15年1月1日以後に贈与により財産を取得し、当該財産について相続時精算課税の適用を受けない場合には、当該取得をした年分の贈与税は、同条第8項の規定により計算することに留意する。この場合において、同項第1号及び第2号中「相続税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律第3条による改正後の相続税法」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</p> <p><u>(注) 1</u> 当該財産について相続時精算課税の適用を受ける場合の贈与税については、相続税法第2章第2節及び第3節の規定の適用をして贈与税額を計算することとなる。</p> <p><u>2</u> 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）附則第32条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(削除)</p> <p>〔旧措置法第70条の3の3（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）・旧措置法第70条の3の4（特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）関係〕</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定を受けた特定同族株式等に係る相続税の納税猶予の適用)</p> <p>旧70の3の3・70の3の4-2 平成21年改正法附則第64条第6項に規定する特定受贈者（以下旧70の3の3・70の3の4-6までにおいて「特定受贈者」という。）が、平成20年12月31日以前に贈与により取得した特定同族株式等について・・・かつ、当該特定受贈者に係る特定同族株式等贈与者が平成20年10月1日以後に死亡している場合において、・・・（平成21年改正令附則第43条第5項の規定により選択したものに限る。以下旧70の3の3・70の3の4-6までにおいて「選択特定同族株式等」という。）については・・・</p> <p>(注)・・・「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年改正法附則第64条第7項の規定により経営承継相続人等が相続又は遺贈により取得をしたとみなされる選択特定同族株式等に係る議決権の数を加算したところにより判定することに留意する。</p> | <p><u>前の措置法第70条の3第2項の規定を読み替えて適用する場合は、上記本文又は(注)1の取扱いに準じて計算するものとする。</u></p> <p><u>(平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用)</u></p> <p><u>旧70の3-3 平成15年1月1日以後に住宅取得資金等を贈与により取得し、当該住宅取得資金等について平成15年改正前措置法第70条の3第1項又は第5項の規定の適用を受けた場合には、当該贈与により住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後4年以内に当該住宅取得資金等の贈与者から贈与により財産を取得したときは、当該財産について相続時精算課税の適用はできないのであるから留意する。なお、当該住宅取得資金等の贈与者以外の者から贈与により財産を取得した場合には、当該財産については相続時精算課税の適用はできることに留意する。</u></p> <p>〔旧措置法第70条の3の3（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）・旧措置法第70条の3の4（特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）関係〕</p> <p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定を受けた特定同族株式等に係る相続税の納税猶予の適用)</p> <p>旧70の3の3・70の3の4-2 平成21年改正法附則第64条第6項に規定する特定受贈者（以下旧70の3の3・70の3の4-4までにおいて「特定受贈者」という。）が、平成20年12月31日以前に贈与により取得した同項に規定する特定同族株式等（以下旧70の3の3・70の3の4-2において「特定同族株式等」という。）について・・・かつ、当該特定受贈者に係る平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者（以下旧70の3の3・70の3の4-3までにおいて「特定同族株式等贈与者」という。）が平成20年10月1日以後に死亡している場合において、・・・（平成21年改正令附則第43条第5項の規定により選択したものに限る。以下旧70の3の3・70の3の4-2において「選択特定同族株式等」という。）については・・・</p> <p>(注)・・・「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」には、平成21年1月1日前に相続時精算課税に係る贈与をした上記の特定同族株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|------|
| <p><u>(特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件)</u><br/> <u>旧70の3の3・70の3の4-5</u> 特定同族株式等について平成21年改正法附則第64条第7項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの規定の適用については、69の5-23((特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号ホの要件))を準用する。</p>   | (新設) |
| <p><u>(選択特定同族株式等に係る認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</u><br/> <u>旧70の3の3・70の3の4-6</u> 特定同族株式等について平成21年改正法附則第64条第7項の規定により措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等である選択特定同族株式等の価額は、平成22年改正措令附則第49条第3項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定により、特定受贈者が当該特定同族株式等の贈与を受けた時の価額であることに留意する。</p> | (新設) |
| <p><u>(平成21年改正法附則第64条第7項の規定により特定同族株式等について相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い)</u><br/> <u>旧70の3の3・70の3の4-7</u> 平成21年改正法附則第64条第7項の規定により特定同族株式等について相続税の納税猶予の適用を受けているもの(平成22年4月1日前に特定同族株式等贈与者が死亡している場合に限る。)に係る平成22年改正措令附則第55条第2項((租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置))の規定の適用については、平成22年6月17日付課資2-14ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」通達の旧70の3の3・70の3の4-1((平成21年改正前措置法第70条の3</p>   | (新設) |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>の3又は第70条の3の4の取扱い))から旧70の3の3・70の3の4-4((平成22年4月1日以後に特定同族株式等事前届出書が提出された場合))の取扱いの例による。</u></p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の6の2-4 . . . を行っている場合には、 . . .</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3-2 . . .</p> <p><u>(注) 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」には、同項に規定する特定貸付者の死亡の日において、当該特定貸付者により次に掲げる貸付けが行われていた農地又は採草放牧地が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。))をいう。)に対し行っていた貸付け((3)に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認を受けた法人(同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた</u></p> | <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の6の2-4 . . . を行っている<u>いる</u>場合には、 . . .</p> <p>[措置法第70条の6の3((特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3-2 . . .</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>者に限る。)をいう。以下70の6の3-2において同じ。)に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの(③に該当するものを除く。)</p> <p>イ 旧市町村農地保有合理化法人が、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第12条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。)を実施している場合における当該貸付け</p> <p>ロ 旧市町村農地保有合理化法人が、農業経営基盤強化促進法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程(同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。)の承認を受けている場合における当該貸付け</p> <p>③ 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われていた貸付け</p> |  |
| <p>〔措置法第70条の7(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)関係〕</p>  | <p>〔措置法第70条の7(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)関係〕</p>  |
| <p>(贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p>   | <p>(贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p>   |
| <p>70の7-1 ……は、議決権に制限のない株式等に<u>限られていることから</u>、……</p>  | <p>70の7-1 ……は、議決権に制限のない株式又は出資(以下70の7の4-9までにおいて「株式等」という。)に<u>限られていることから</u>、……</p>  |
| <p>(特例受贈非上場株式等の意義等)</p>  | <p>(特例受贈非上場株式等の意義等)</p>  |
| <p>70の7-2 ……する特例受贈非上場株式等(以下70の7の4-6の2までにおいて「特例受贈非上場株式等」という。)とは、……</p>  | <p>70の7-2 ……する特例受贈非上場株式等(以下70の7の4-6までにおいて「特例受贈非上場株式等」という。)とは、……</p>  |
| <p>(注)1 ……</p> <p>Aは、……</p> <p>Bは、同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者(以下70の7の4-11までにおいて「経営承継受贈者」という。)が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額</p> <p>Cは、……</p>  | <p>(注)1 ……</p> <p>Aは、……</p> <p>Bは、同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者(以下70の7の3-2までにおいて「経営承継受贈者」という。)が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額</p> <p>Cは、……</p> |
| <p>2 ……に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる贈与者か</p>  | <p>2 ……に係る非上場株式等を贈与により取得した場合、異なる贈与者から</p>  |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>ら複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の特例対象贈与及び特例受贈非上場株式等に該当するか<u>どうか</u>の判定は、・・・</p>   | <p>複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した<u>場合の特例対象贈与及び特例受贈非上場株式等に該当するか</u>の判定は、・・・</p>  |
| <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……</p> <p>当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、……</p> <p>(注) ……受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、……</p> <p>ロ ……</p> <p>受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について……</p>  | <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……</p> <p>当該特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等については、……</p> <p>(注) ……受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、……</p> <p>ロ ……</p> <p>受贈者が、当該特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等について……</p>  |
| <p>(贈与税の額に相当する担保)</p> <p>70の7-8 ……</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、<u>同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を</u>……</p> <p>(注) ……所得税法施行令別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する(以下70の7の2-11において同じ。)</p>   | <p>(贈与税の額に相当する担保)</p> <p>70の7-8 ……</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、<u>当該年分の贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を</u>……</p> <p>(注) ……所得税法施行令別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する(以下70の7の2-11までにおいて同じ。)</p>  |
| <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-11 ……同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するか<u>どうか</u>の判定は、……同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するか<u>どうか</u>の判定は、……</p> <p>(1) ……</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の<u>総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</u></p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の<u>特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70</u></p> | <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-11 ……同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するか<u>の判定は、……</u>同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するか<u>の判定は、……</u></p> <p>(1) ……</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の<u>資産の帳簿価額の総額</u></p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の<u>特定資産(現金、預貯金その他これらに類する資産として措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7-11において同じ。)</u>の帳簿価額の合計額</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>の7-11において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額<br/> C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額<br/> a . . . .<br/> b 当該会社から支給された給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、特例対象贈与の時前に支給されたものを除く。)の額のうち、. . . .<br/> (注) 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第20項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、特例対象贈与の時前又は特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から特例対象贈与の日の前日までの日数と特例対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p>(2) . . . .</p> <p><u>(認定贈与承継会社から支給された給与等の意義)</u><br/> 70の7-11の2 措置法令第40条の8第20項第2号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益)」とは、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社(以下70の7-11の2において「当該認定贈与承継会社」という。)から特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。)(以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。)に対し支給された給与(当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。)及び当該経営承継受贈者等に対してもたらされた経済的な利益(所得税法(昭和40年法律第33号)上経済的な利益として課税されないものを除き、当該認定贈与承継会社が例えば次に掲げる行為をした場合のように、その行為をしたことにより当該認定贈与承継会社から当該経営承継受贈者等に対し実質的に給与が支給されたと同様の経済的効果がもたらされる利益を</p> | <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者の同族関係者(措置法令第40条の8第9項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額<br/> a . . . .<br/> b 当該会社から支給された給与(特例対象贈与の時前に支給されたものを除く。)の額のうち、. . . .<br/> (2) . . . .</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>いう。)をいい、明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び香典又は災害等の見舞金など社交上の必要によるもので、その金額が社会的地位、当該認定贈与承継会社と当該経営承継受贈者等との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものは除かれることに留意する。</p> <p>(1) <u>当該経営承継受贈者等に対して有する債権の放棄をし又は免除をした場合(貸倒れに該当する場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>当該経営承継受贈者等に対して物品その他の資産の贈与をした場合</u></p> <p>(3) <u>当該経営承継受贈者等に対して資産を低い価額で譲渡した場合</u></p> <p>(4) <u>当該経営承継受贈者等から高い価額で資産を買い入れた場合</u></p> <p>(5) <u>当該経営承継受贈者等から債務を無償で引き受けた場合</u></p> <p>(6) <u>当該経営承継受贈者等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合</u></p> <p>(7) <u>当該経営承継受贈者等に対して金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合</u></p> <p>(8) <u>当該経営承継受贈者等に対して無償又は低い対価で上記(6)及び(7)に掲げるもの以外の用役の提供をした場合</u></p> <p>(9) <u>当該経営承継受贈者等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、当該認定贈与承継会社の業務のために使用したことが明らかでないものがある場合</u></p> <p>(10) <u>当該経営承継受贈者等のために個人的費用を負担した場合</u></p> <p>(11) <u>当該経営承継受贈者等が社交団体等の会員となるため又は会員となっているために要する当該社交団体の入会金、経年会費その他当該社交団体の運営のために要する費用で当該経営承継受贈者等が負担すべきものを当該認定贈与承継会社が負担した場合</u></p> <p>(12) <u>当該認定贈与承継会社が当該経営承継受贈者等を被保険者及び保険受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合</u></p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7-12 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 . . . .並びに同条第10項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> | <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7-12 . . . .</p> <p>(注) 1 . . . .</p> <p>2 . . . .並びに同条第9項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> |

## 改正後

## 改正前

(認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)

(新設)

70の7-14 特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7-14の2までにおいて同じ。)であって当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7-14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7-14において同じ。)又は措置法令第40条の8第11項に定める医療法人(以下70の7-14の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額(以下70の7の3-1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。)の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。

この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例受贈非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。

(1) 当該認定贈与承継会社が外国会社等の株式等を有する場合

当該認定贈与承継会社が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額

(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。

(2) 当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合(当該特別支配関係法人が上記(1)の認定贈与承継会社が有する株式等に係る外国会社等である場合を除く。)

当該特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものと

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>して計算した当該特別支配関係法人の株式等の価額を基に当該認定贈与承継会社の株式等の価額を計算して得た価額</u></p> <p><u>(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。</u></p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p><u>70の7-14の2</u> ……が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、……</p> <p>1 ……において特例対象贈与により取得をしたすべての認定贈与承継会社の……同号により計算する(措置法令第40条の8第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p><u>(注) 贈与の時ににおいて、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</u></p> <p>2 措置法令第40条の8第14項の規定により、……</p> <p>3 ……それぞれの納税猶予分の贈与税額の合計額が当該経営承継受贈者に係る……</p> | <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p><u>70の7-14</u> ……が2以上ある場合における措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算は、……</p> <p>1 ……において特例対象贈与により取得したすべての認定贈与承継会社の……同号により計算する(措置法令第40条の8第10項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>2 措置法令第40条の8第12項の規定により、……</p> <p>3 ……それぞれの納税猶予分の贈与税額の合計が当該経営承継受贈者に係る……</p> |
| <p>(相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予)</p> <p><u>70の7-15</u> ……特定贈与者から特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等について……</p> <p>……に係る特定贈与者から贈与により取得をした特例受贈非上場株式等以外の財産に係る……</p>   | <p>(相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予)</p> <p><u>70の7-15</u> ……特定贈与者から特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等について……</p> <p>……に係る特定贈与者から贈与により取得した特例受贈非上場株式等以外の財産に係る……</p>  |
| <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p><u>70の7-17</u> ……があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第42項及び第43項の規定により行うことに留意する。</p>   | <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p><u>70の7-17</u> ……があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第41項及び第42項の規定により行うことに留意する。</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 . . .</p> <p>(1) . . . (会社法第117条第6項((株式の価格の決定等))に規定する株券発行会社をいう。 . . .</p> <p>(2) . . .</p>   | <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 . . .</p> <p>(1) . . . (会社法(平成17年法律第86号)第117条第6項((株式の価格の決定等))に規定する株券発行会社をいう。 . . .</p> <p>(2) . . .</p>  |
| <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 . . .</p> <p>この場合において、70の7-11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、 . . . 「第40条の8第5項」とあるのは「<u>第40条の8第23項</u>」となることに留意する。</p>   | <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 . . .</p> <p>この場合において、「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、 . . . 「第40条の8第5項」とあるのは「<u>第40条の8第21項</u>」となることに留意する。</p> |
| <p>(認定贈与承継会社から受けた給与等の意義)</p> <p><u>70の7-26の2 措置法令第40条の8第24項第5号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)」の意義については、70の7-11の2((認定贈与承継会社から支給された給与等の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7-11の2中「措置法令第40条の8第20項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8第24項第5号」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。)(以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。)」とあるのは「贈与者(当該認定贈与承継会社の役員(代表権を有する者を除く。))である場合に限る。)(以下70の7-26の2において「当該贈与者」という。)」と読み替えて適用することに留意する。</u></p> | <p>(新設)</p>   |
| <p>(組織変更をした場合等の意義)</p> <p>70の7-28 . . . 会社法第2条第26号に規定する . . .</p>   | <p>(組織変更をした場合等の意義)</p> <p>70の7-28 . . . 会社法第2条第26号(<u>(定義)</u>)に規定する . . .</p>  |
| <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7-29 . . .</p> <p>(1) . . .</p>   | <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7-29 . . .</p> <p>(1) . . .</p>   |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(注) 1 . . . 措置法規則第23条の9第18項第5号又は<u>同条第19項第5号</u>の要件の判定に当たっては、. . . 同条第18項第5号又は<u>同条第19項第5号</u>の交付しなければならない株式に. . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7-30 措置法令第40条の8第31項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、. . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>に係る認定贈与承継会社の名称変更があったこと. . .</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)</p> <p>70の7-31 . . .</p> <p>. . . 特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第32項に規定する特定事由が生じた. . .</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7-32 . . . 措置法第70条の7第7項の規定により、<u>納税猶予分</u>の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7-33 措置法令第40条の8第32項に規定する「特定事由」とは、. . .</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7-34 . . .</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が<u>当該認定贈与承継会社</u>の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定</p> | <p>(注) 1 . . . 措置法規則第23条の9第18項第5号又は第19項第5号の要件の判定に当たっては、. . . 同条第18項第5号又は第19項第5号の交付しなければならない株式に. . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7-30 措置法令第40条の8第30項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、. . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) 担保として提供された<u>特例受贈非上場株式等</u>の名称変更があったこと. . .</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)</p> <p>70の7-31 . . .</p> <p>. . . 特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第31項に規定する特定事由が生じた. . .</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7-32 . . . 措置法第70条の7第7項の規定により、<u>当該納税猶予分</u>の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7-33 措置法令第40条の8第31項に規定する「特定事由」とは、. . .</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7-34 . . .</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が<u>当該認定贈与承継会社</u>に係る株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>の適用を受けている場合又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、<u>同法第70条の7第1項</u>の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 . . .</p>   | <p>適用を受けている場合には、<u>同項</u>の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 . . .</p>  |
| <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 . . . 増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第32項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) <u>納税猶予の期限</u>を繰り上げる場合には、<u>担保不足</u>に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、. . .</p>  | <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 . . . 増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第31項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) <u>納税の猶予に係る期限</u>を繰り上げる場合には、<u>当該担保不足</u>に対応する納税猶予税額だけでなく、. . .</p>   |
| <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 . . . 担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第32項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に. . .</p>  | <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 . . . 担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第31項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に. . .</p>   |
| <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7-41 措置法令第40条の8第38項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は<u>当該免除申請書の提出</u>があった日のいずれか遅い日の翌日から<u>同条第18項の規定による免除通知書</u>を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7-43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を<u>控除した残額</u>に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、<u>当該免除通知書</u>を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を<u>控除した残額</u>に相当する贈与税を基礎金額として、. . .</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第38項の規定により計算した延滞税の額と. . .</p> | <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7-41 措置法令第40条の8第37項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は<u>免除申請書の提出</u>があった日のいずれか遅い日の翌日から<u>免除通知</u>を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7-43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を<u>控除した額</u>に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、<u>免除通知書</u>を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を<u>控除した額</u>に相当する贈与税を基礎金額として、. . .</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第37項の規定により計算した延滞税の額と. . .</p> |
| <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7-42 措置法令第40条の8第39項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、<u>当該免除申請書の提出</u>があった日から同条第</p>   | <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7-42 措置法令第40条の8第38項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、<u>免除申請書の提出</u>があった日から<u>免除通知</u>を</p>   |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、<u>当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額</u>に相当する贈与税を基礎金額として、・・・</p> | <p>発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を<u>控除した額</u>に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、<u>免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した額</u>に相当する贈与税を基礎金額として、・・・</p>        |
| <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第39項</u>の規定により計算した利子税の額と・・・</p>   | <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第38項</u>の規定により計算した利子税の額と・・・</p>  |
| <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p>  | <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p>   |
| <p>70の7-43 措置法令第40条の8第40項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を<u>控除した残額</u>に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の7第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を<u>控除した残額</u>に相当する贈与税の額と、<u>措置法令第40条の8第39項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る・・・</p>   | <p>70の7-43 措置法令第40条の8第39項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を<u>控除した額</u>に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を<u>控除した額</u>に相当する贈与税の額と、<u>措置法令第40条の8第38項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る・・・</p> |
| <p>(措置法第70条の7第24項各号の価額の意義)</p>   | <p>(措置法第70条の7第24項各号の価額の意義)</p>  |
| <p>70の7-45 ・・・</p>   | <p>70の7-45 ・・・</p>  |
| <p>(注) <u>特例対象贈与があった時に措置法第70条の7第24項に規定する現物出資等資産</u> (以下70の7-45において「<u>現物出資等資産</u>」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、・・・</p>  | <p>(注) <u>特例対象贈与時に現物出資等資産</u>を認定贈与承継会社が有していない場合でも、・・・</p>   |
| <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予))関係]</p>  | <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予))関係]</p>   |
| <p>(特例非上場株式等の意義)</p>   | <p>(特例非上場株式等の意義)</p>  |
| <p>70の7の2-2 特例非上場株式等とは、・・・</p>   | <p>70の7の2-2 <u>措置法第70条の7の2第1項に規定する特例非上場株式等</u> (以下70の7の2-48までにおいて「<u>特例非上場株式等</u>」という。)とは、・・・</p>   |
| <p>(1) ・・・</p>   | <p>(1) ・・・</p>  |
| <p>(2) ・・・</p>   | <p>(2) ・・・</p>  |
| <p>(注) 1 ・・・</p>   | <p>(注) 1 ・・・</p>  |
| <p>Aは、<u>経営承継相続人等</u>が当該相続又は遺贈により取得をした認定承継会社の非上場株式等・・・</p>   | <p>Aは、<u>措置法第70条の7の2第2項第3号</u>に規定する<u>経営承継相続人等</u> (以下70の7の2-43までにおいて「<u>経営承継相続人等</u>」という。)が当</p>   |
| <p>Bは、・・・</p>  | <p>(以下70の7の2-43までにおいて「<u>経営承継相続人等</u>」という。)が当</p>   |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>Cは、・・・</p> <p>2 ・・・又は遺贈により取得をした場合の特例非上場株式等に該当するかどうかの判定は、・・・</p> <p>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2-3 ・・・</p> <p>(1) ・・・(措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(2) ・・・により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(3) ・・・から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる・・・</p> <p>(注) ・・・により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる・・・</p> <p>(代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用)</p> <p>70の7の2-4 (省略)</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2-5 特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、・・・できない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は・・・当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、・・・</p> <p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の7の2-6 ・・・</p> <p>(1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日の翌日から5月を経過する前に死亡した場合には、・・・</p> | <p>該相続又は遺贈により取得した同項第1号に規定する認定承継会社(以下70の7の2-48までにおいて「認定承継会社」という。)の非上場株式等・・・</p> <p>Bは、・・・</p> <p>Cは、・・・</p> <p>2 ・・・又は遺贈により取得した場合の特例非上場株式等に該当するかどうかの判定は、・・・</p> <p>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2-3 ・・・</p> <p>(1) ・・・(措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものを除く。)</p> <p>(2) ・・・により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものを除く。)</p> <p>(3) ・・・から相続又は遺贈により取得したものとみなされる・・・</p> <p>(注) ・・・により相続又は遺贈により取得したものとみなされる・・・</p> <p>(代償分割により取得した非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用)</p> <p>70の7の2-4 (同左)</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2-5 特例対象贈与により取得した認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、・・・できない場合であっても、当該特例対象贈与により取得した認定承継会社の非上場株式等は・・・当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、・・・</p> <p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の7の2-6 ・・・</p> <p>(1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日から5月を経過する前に死亡した場合には、・・・</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の2-11 . . .</p> <p> . . . この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、<u>同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限における</u> . . .</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-14 . . . 同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、 . . . 同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の<u>総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</u></p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の<u>特定資産 (現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第13項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の2-14において同じ。)</u>の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . . 経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者 (措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。) が . . .</p> <p>a . . . の配当 (相続の開始前に受けたものを除く。) の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与 (債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、相続の開始前に支給されたものを除く。) の額のうち、 . . .</p> <p>(注) <u>措置法第70条の7の2第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の2第25項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、相続の開始前又は相続の開始以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から相続の開始の日の前日までの日数と相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、</u></p> | <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の2-11 . . .</p> <p> . . . この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、<u>当該相続に係る相続税の申告書の提出期限における</u> . . .</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-14 . . . 同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかの判定は、 . . . 同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかの判定は、 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の<u>資産の帳簿価額の総額</u></p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の<u>特定資産 (現金、預貯金その他これらに類する資産として措置法規則第23条の10第13項 ((非上場株式等についての相続税の納税猶予)) の規定により準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>の帳簿価額の合計額</p> <p>C = . . . 経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等の同族関係者 (措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。) が . . .</p> <p>a . . . (相続の開始の時前に受けたものを除く。) の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与 (相続の開始の時前に支給されたものを除く。) の額のうち、 . . .</p> <p>(2) . . .</p> |

| 改正後  | 改正前                     |
|--|-------------------------|
| <p><u>その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p> <p>(2) . . .</p> <p><u>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-14の2 措置法令第40条の8の2第25項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、70の7-11の2（（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義））を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7-11の2中「措置法令第40条の8第20項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第25項第2号」と、「特例受贈非上場株式等」とあるのは「特例非上場株式等」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）（以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）（以下70の7の2-14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。</u></p> <p><u>(認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</u></p> <p><u>70の7の2-16 特例非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7の2-16において同じ。）又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人（以下70の7の2-16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該認定承継会社が外国会社等の株式等を有する場合</u><br/> <u>当該認定承継会社が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額</u><br/> (注) <u>上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合(当該特別支配関係法人が上記(1)の認定承継会社が有する株式等に係る外国会社等である場合を除く。)</u><br/> <u>当該特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した当該特別支配関係法人の株式等の価額を基に当該認定承継会社の株式等の価額を計算して得た価額</u><br/> (注) <u>上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。</u></p> <p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p><u>70の7の2-16の2</u> 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、・・・</p> <p>1 ・・・の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたすべての認定承継会社の・・・(措置法令第40条の8の2第15項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>(注) <u>相続の開始の時ににおいて、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額については、70の7の2-16((認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</u></p> <p>2 措置法令第40条の8の2第17項の規定により、・・・</p> <p>3 ・・・それぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、・・・</p> | <p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p><u>70の7の2-16</u> 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における措置法令第70条の7の2第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額の計算は、・・・</p> <p>1 ・・・の適用に係る相続又は遺贈により取得したすべての認定承継会社の・・・(措置法令第40条の8の2第14項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>2 措置法令第40条の8の2第16項の規定により、・・・</p> <p>3 ・・・それぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、・・・</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-21 . . .</p> <p>この場合において、<u>70の7の2-14</u>中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは . . . 「<u>第40条の8の2第7項</u>」とあるのは「<u>第40条の8の2第29項</u>」となることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2-30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1 . . . 当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は<u>同条第19項第5号</u>の交付しなければならない株式に . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2-31 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) 担保として提供された<u>特例非上場株式等</u>に係る<u>認定承継会社</u>の名称変更があったこと . . .</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2-33 . . . 措置法第70条の7の2第6項の規定により、<u>納税猶予分</u>の相続税額に相当する担保が . . .</p> <p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の2-35 . . .</p> <p>(注) 1 . . . 当該認定承継会社<u>の非上場株式等</u>について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の . . .</p> | <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-21 . . .</p> <p>この場合において、「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは . . . 「<u>第40条の8の2第7項</u>」とあるのは「<u>第40条の8の2第28項</u>」となることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2-30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1 . . . 当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は第19項第5号の交付しなければならない株式に . . .</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2-31 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) 担保として提供された<u>特例非上場株式等</u>の名称変更があったこと . . .</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2-33 . . . 措置法第70条の7の2第6項の規定により、<u>当該納税猶予分</u>の相続税額に相当する担保が . . .</p> <p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の2-35 . . .</p> <p>(注) 1 . . . 当該認定承継会社<u>に係る株式等</u>について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の . . .</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の2-37 ……増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) <u>納税猶予の期限</u>を繰り上げる場合には、<u>担保不足</u>に対応する<u>納税猶予に係る税額</u>だけでなく、……</p>   | <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の2-37 ……増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) <u>納税の猶予に係る期限</u>を繰り上げる場合には、<u>当該担保不足</u>に対応する<u>納税猶予税額</u>だけでなく、……</p>  |
| <p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2-39 ……認定承継会社ごとの特例非上場株式等の価額(当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。)であって当該認定承継会社との間に支配関係(措置法令第40条の8第7項に規定する関係をいう。)がある法人(以下「認定承継会社等」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額)に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、……</p> | <p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2-39 ……認定承継会社ごとの特例非上場株式等の価額に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、……</p>   |
| <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7の2-41 ……</p> <p>(注)1 ……経営承継相続人等から特例非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、……当該特例非上場株式等に係る<u>会社の非上場株式等を贈与により取得をした</u>場合には、……</p> <p>2 経営承継相続人等から贈与により取得をした当該特例非上場株式等について、……</p>  | <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7の2-41 ……</p> <p>(注)1 ……経営承継相続人等から特例非上場株式等を贈与により取得した受贈者が、……当該特例非上場株式等に係る<u>会社と同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した</u>場合には、</p> <p>2 経営承継相続人等から贈与により取得した当該特例非上場株式等について、……</p>  |
| <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7の2-45 ……が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に……(以下70の7の2-47までにおいて「免除申請相続税額」という。)を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、……したがって、<u>当該免除通知書を発した日後</u>においては、……の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、……</p>   | <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7の2-45 ……が提出された場合で、納期限又は<u>免除申請書</u>の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から<u>免除通知</u>を発した日までの間に……(以下70の7の2-47までにおいて「免除申請相続税額」という。)を控除した額に相当する相続税を納付するときに、……したがって、<u>免除通知書</u>を発した日後においては、……の規定により免除をする税額を控除した額に相当する相続税を基礎金額として、……</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7の2-46 ……の規定による免除申請書が提出された場合で、<u>当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額</u>に相当する相続税を納付するときに、……したがって、<u>当該免除通知書を発した日後においては、……の規定により免除をする税額を控除した残額</u>に相当する相続税を基礎金額として、……</p> | <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7の2-46 ……の規定による免除申請書が提出された場合で、<u>免除申請書の提出があった日から免除通知を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した額</u>に相当する相続税を納付するときに、……したがって、<u>免除通知書を発した日後においては、……の規定により免除をする税額を控除した額</u>に相当する相続税を基礎金額として、……</p>          |
| <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</p> <p>70の7の2-47 ……「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を<u>控除した残額</u>に相当する相続税額」とは、……から免除申請相続税額を<u>控除した残額</u>に相当する相続税の額と、……</p>   | <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</p> <p>70の7の2-47 ……「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を<u>控除した額</u>に相当する相続税」とは、……から免除申請相続税額を<u>控除した額</u>に相当する相続税の額と、……</p>  |
| <p>(措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義)</p> <p>70の7の2-49 ……</p> <p>この場合において、<u>70の7-45中「措置法第70条の7第24項」とあるのは「措置法第70条の7の2第24項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</u></p>  | <p>(措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義)</p> <p>70の7の2-49 ……</p> <p>この場合において、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p>   |
| <p>[措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p>  | <p>[措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p>  |
| <p>(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる……</p> <p>(注)1 ……</p> <p>Aは、<u>措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした同法第70条の7第1項の特例受贈非上場株式等の当該贈与の時にお</u></p>         | <p>(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算)</p> <p>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる……</p> <p>(注)1 ……</p> <p>Aは、<u>措置法第70条の7の3第1項の死亡した贈与者から贈与により取得した特例受贈非上場株式等のうち措置法第70条の7第2項第5号に規定す</u></p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>ける価額<br/>Bは、・・・<br/>Cは、<u>措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした同法第70条の7第1項の特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額</u></p> <p>2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社<u>の非上場株式等を贈与により取得をした場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</u></p> <p>3 ・・・</p> <p>(贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた非上場株式等)<br/>70の7の3-2 ・・・<br/>(1) ・・・の相続人以外の者である場合には遺贈) <u>により取得をしたものとみなされ、・・・</u></p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係]</p> <p>(特例相続非上場株式等の意義)<br/>70の7の4-1 ・・・同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者(以下<u>70の7の4-12</u>までにおいて「経営相続承継受贈者」という。)が・・・<br/>(1) ・・・<br/>(2) ・・・<br/>(注)1 ・・・<br/>Aは、・・・<br/>Bは、・・・(当該特例対象贈与が<u>あった時から当該相続の開始の直前までの間に当該特例受贈非上場株式等に係る</u>・・・<br/>2 ・・・措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈<u>により取得をしたものとみなされた場合の特例相続非上場株式等に該当するかどう</u>かの判定は、・・・</p> | <p><u>る納税猶予分の贈与税額(以下「納税猶予分の贈与税額」という。)</u>に対応する当該特例受贈非上場株式等の価額</p> <p>Bは、・・・<br/>Cは、<u>Aに規定する納税猶予分の贈与税額</u></p> <p>2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社<u>に係る非上場株式等を贈与により取得した場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する(措置法令第40条の8第12項の規定により算出した納税猶予分の贈与税額がAに規定する納税猶予分の贈与税額となる。)</u>。</p> <p>3 ・・・</p> <p>(贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた非上場株式等)<br/>70の7の3-2 ・・・<br/>(1) ・・・の相続人以外の者である場合には遺贈) <u>により取得したものとみなされ、・・・</u></p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係]</p> <p>(特例相続非上場株式等の意義)<br/>70の7の4-1 ・・・同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者(以下<u>70の7の4-11</u>までにおいて「経営相続承継受贈者」という。)が・・・<br/>(1) ・・・<br/>(2) ・・・<br/>(注)1 ・・・<br/>Aは、・・・<br/>Bは、・・・(当該特例対象贈与の<u>時から当該相続の開始の直前までの間に特例受贈非上場株式等に係る</u>・・・<br/>2 ・・・措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈<u>により取得したものとみなされた場合の特例相続非上場株式等に該当するか</u>の判定は、・・・</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4-2 <u>特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、・・・同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、・・・</u></p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の4-3 <u>・・・については、70の7-6 ((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</u></p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4-4 <u>・・・資産運用型会社の意義については、70の7の2-14((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</u><br/> この場合において、<u>70の7の2-14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれの日」とあるのは・・・また、同通達(1)中「相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」となることに留意する。</u></p> <p><u>(認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額)</u></p> <p>70の7の4-6 <u>特例相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4-6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7の4-6の2までにおいて同じ。)又は措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項</u></p> | <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4-2 <u>特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、・・・同項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、・・・</u></p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の7の4-3 <u>・・・については、70の7-6を準用する。</u></p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4-4 <u>・・・資産運用型会社の意義については、70の7の2-14を準用する。</u><br/> この場合において、「<u>相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれの日</u>」とあるのは・・・(1)中「<u>相続の開始の時前</u>」とあるのは「<u>特例対象贈与の時前</u>」となることに留意する。</p> <p>(新設)</p> |

改 正 後

改 正 前

第4号に規定する納税猶予分の相続税額（以下70の7の4-6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。）の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎として当該認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして措置法令第40条の8の3第8項及び措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。

この場合において、措置法規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する「当該特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等の株式等の価額」とは、次に掲げる区分により計算した価額となることに留意する。

- (1) 特別支配関係法人が直接に有する外国会社等の株式等の価額  
当該外国会社等の株式等の価額
- (2) 特別支配関係法人が他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等の株式等の価額  
次の算式により計算した価額  
(算式)

$$\begin{array}{l}
 \text{特別支配関係法人が有する他の特別支配関係法人の株式等の数又は金額} \\
 \times \left( \begin{array}{l} \text{他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額} \\ - \text{他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額} \end{array} \right)
 \end{array}$$

(注) 1 措置法規則第23条の12第3項第2号の純資産額を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

2 平成22年4月1日前に贈与により取得をした平成22年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）をいう。以下70の7の4-13までにおいて同じ。）による改正前の措置法（以下70の7の4-13までにお

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>いて「平成22年改正前措置法」という。)第70条の7第2項第2号に規定する非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けている同項に規定する経営承継受贈者が当該非上場株式等の贈与をした者(以下70の7の4-6において「贈与者」という。)の死亡(平成22年4月1日以後における死亡に限る。)に伴い当該非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、当該贈与者の死亡に係る相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、平成22年改正措置附則第49条第1項第2号((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定により上記と同様の取扱いになることに留意する。</p> <p>3 上記(2)の算式中、「他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額」とは、他の特別支配関係法人の株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該他の特別支配関係法人が有している外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p><u>70の7の4-6の2</u> . . . 認定相続承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、 . . .</p> <p>1 . . . (措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第15項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>(注) 特例相続非上場株式等の価額は、特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のそれぞれの当該特例対象贈与の時ににおける価額を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時ににおいて、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額については、70の7の4-6((認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額))の取</p> | <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p><u>70の7の4-6</u> . . . 認定相続承継会社が2以上ある場合における措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算は、 . . .</p> <p>1 . . . (措置法令第40条の8の3第7項の規定により準用する措置法令第40条の8の2第14項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>2 措置法令第40条の8の3第7項の規定により準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定により、 . . .</p> <p>3 . . . 納税猶予分の相続税額の合計が、 . . .</p> <p>(注) 上記1の特例相続非上場株式等の価額は、それぞれ特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時ににおける価額を基礎として計算することに留意する。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>扱いによることに留意する。</u></p> <p>2 措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第17項の規定により、・・・</p> <p>3 ・・・納税猶予分の相続税額の合計額が、・・・</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4-8 ・・・措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2-14((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</p> <p><u>この場合において、70の7の2-14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法令第40条の8の3第11項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の3第16項の規定により読み替えて適用する同法第40条の8の2第29項」と、また、同通達(1)中「相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」となることに留意する。</u></p> <p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4-9 ・・・</p> <p>(注)1 ・・・当該認定相続承継会社<u>の非上場株式等</u>について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の・・・</p> <p><u>(平成22年4月1日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の措置法第70条の7の4第2項第1号への要件)</u></p> <p>70の7の4-11 平成22年4月1日前に贈与により取得をした平成22年改正前措置法第70条の7第2項第2号に規定する非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者が、当該非上場株式等の贈与をした者の死亡に伴い当該非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号への規定の適用については、平成22年改正措令附則第49条第1項第1号((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定により、当該非上場株式等に係る会社は常時使用従業員(措置法規則第23条の12第2項において</p> | <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4-8 ・・・措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の4-4((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</p> <p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4-9 ・・・</p> <p>(注)1 ・・・当該認定相続承継会社<u>に係る株式等</u>について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>準用する措置法規則第23条の9第4項に規定する常時使用する従業員をいう。)の数が5人以上であるとみなされることに留意する。</u></p> <p>(70の7の2関係通達の準用)<br/> <u>70の7の4-12</u> (省略)</p> <p>(平成22年改正前措置法第70条の7、第70条の7の2及び第70条の7の4の規定による非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>70の7の4-13</u> 平成22年改正前措置法第70条の7の規定による非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けているもの、同法第70条の7の2の規定による非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けているもの及び同法第70条の7の4の規定による非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の附則第124条第6項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成22年6月17日付課資2-14ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」通達の70の7-1((贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義))から70の7の4-11((70の7の2の関係通達の準用))の取扱いの例による。</p> | <p>(70の7の2関係通達の準用)<br/> <u>70の7の4-11</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> |